

第 11 回

水上村農業委員会総会

議事録

令和 7 年 (2025) 11 月 10 日  
水上村農業委員会

## 第11回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和7(2025年)11月10日第11回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。(10名)

席番号	氏名	席番号	氏名
1	藤田円香	7	山本広樹
3	藤原珠美	8	愛甲純一
4	内田真治	9	椎葉仁吏
5	尾前重徳	10	川内ひと実
6	那須利八	11	五家一久

1. 欠席委員は次のとおりである。(2名)

席番号	氏名
2	松田一洋
12	川原隆治

1. 関係者の出席を求めたもの。

産業振興課長兼務農業委員会事務局長 田代 浩幸

1. 本会議の書記は次のとおりである。

農業委員会事務局 打越 理瑛

1. 会議議案は次のとおりである。

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第36号 農地利用集積等促進計画の決定について

1. 会議内容は次のとおりである。

日 時：令和7年11月10日  
場 所：水上村役場「大会議室」

事務局 ご起立ください。よろしくお願いします。ご着席ください。  
それでは会長、ご挨拶と総会の進行をよろしくお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。

(会長挨拶)

では、ただ今から令和7年第11回農業委員会総会を開会いたします。

松田委員と川原推進委員から欠席届が出ていますので、お知らせします。

議長 議事録署名委員を指名します。  
3番藤原委員、5番尾前委員にお願いします。

次に議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたしますが、●●委員が当事者となられておりますので、農業委員会等に関する法律第31条に規定されている議事参与の制限により、当該議案の審議開始から審議終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

(退席)

それでは、事務局より説明をお願いします。

- 事務局 説明いたします。
- 2ページをご覧ください。
- 譲受人、譲渡人は資料をご確認ください。
- 申請地は岩野字山ノ田にございます農地です。
- 申請理由は、牛舎の建設に伴う転用です。
- 場所につきましては、3ページをご覧ください。
- ほいほい広場の北東に位置します。
- また、4ページには計画図を載せておりますので、併せてご覧ください。
- 現地写真も、5ページに載せております。
- 申請地は農用地区域外の第2種農地です。
- 第2種農地と判断する理由は、運用第2-1(1)の力の  
(ア)に該当する農用地区域内にある農地以外であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。
- 6ページをご覧ください。
- 農地法第5条第2項には、次の事項のいずれかに該当する場合にはすることができないとされています。
- 1号 次に掲げる農地又は採草放牧地につき権利を取得しようとする場合。
- イ 農用地区域内にある農用地又は採草放牧地である場合。
- ロ 農用地区域内にある農用地又は採草放牧地以外で、集団的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えているとして政令で定めている場合。
- 2号 当該申請農地以外の土地を供することができる場合。
- 3号 申請目的の実現に必要な資力及び信用がないこと、農

地の転用の妨げとなる権利を有する者の同意がないこと、申請に係る用途に供する見込みがない場合。

- 4号 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合。
- 5号 地域における効率的かつ安定的農業経営を営む者に対する農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると定められている場合。
- 6号 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、所有権を取得しようとする場合。
- 7号 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、利用後、耕作の目的に供されることが確実と認められない場合。
- 8号 農地法第3条の規定により、所有権を移転し、又は各種権利を設定することができない場合に該当すると認められるとき。
- 9号 認定経営発展法人から権利を取得する場合。

以上のいずれにも該当しないか、あるいは適切であると思われます。

以上で説明を終わります。

議長

この件については、内田委員、川内推進委員に現地調査を行っていただいておりますので、結果について、内田委員に報告をお願いします。

内田委員 11月5日、川内委員と事務局、私の3名で現地調査を行いました。申請地は、事務局からも説明があったとおり、ほいほい広場の北東にある農地です。

立地状況から見ても、転用後も周辺農地に支障はないと思われます。

面積等も申請のとおりであれば転用しても問題ないと思われます。以上、報告致します。

議長 ありがとうございます。

ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

(意見なし)

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第35号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

●●委員の入室・着席を許可します。

(入室・着席)

●●委員に申し上げます。議案第35号については、適切であると決定したことを報告します。

次に、議案第36号 農地利用集積等促進計画についてを上程いたします。

事務局よりお願いします。

事務局 説明します。7ページをご覧ください。

番号の1です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

岩野字原にある農地2筆です。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計5,055m<sup>2</sup>です。

場所については、8ページの赤枠部分をご覧ください。高瀬公民館の南に位置します。

7ページにお戻りください。

申請理由は賃借権の更新で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は金納で、10aあたり12,000円です。

次に、番号の2です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

岩野字西ノ前にある農地2筆です。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計3,050m<sup>2</sup>です。

場所については、9ページの赤枠部分をご覧ください。旧岩野小学校の南西に位置します。

7ページにお戻りください。

申請理由は賃借権の更新で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は金納で、10aあたり17,000円です。

10ページをご覧ください。

以上のとおりでありますが、

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に、農

地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聞くとともに、農地中間管理権の設定又は農作業の委託を受ける土地が地域計画の区域内の土地であるときにはその定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められるかどうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、その他のときには利害関係人の意見を聽かなければならぬとあり、さらに、

第11項には、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるとときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる

とあり、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画を許可するにあたり、賃貸借設定が適切であるかの意見集約をする必要があります。

農業委員会から促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構は都道府県知事の認可を経て、農地中間管理権の設定を行います。

参考として、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画の許可をする基準である同法第18条第5項も同じページに載せておりますので、ご覧ください。

説明は、以上になります。

議長 ただ今の事務局の説明について、何か質問はありませんか。

内田委員 申請地の一部が空白となっていますが、ここは何ですか？

愛甲委員 ここはですね、たばこの乾燥機があったところです。

事務局 ここは、地目が農地ではありません。

議長 形からして、耕作はしにくそうですね。  
他に質問はありませんか。  
異議・意見がありませんので、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第36号については、計画のとおり意見決定します。

( 13 時 44 分 )

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するためにここに証明する。

議長 那須利八

署名委員 藤原珠美

署名委員 尾前重徳

議長 続いて、報告第12号 許可不要転用届についてを上程します。  
事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

11ページをご覧ください。

申請人は資料をご確認ください。

村事業である村道線拡張工事に伴う、許可不要転用届です。

土地の所在は、岩野字原にある農地1筆と覚井にある農地1筆の合計2筆の内、面積は合計188m<sup>2</sup>です。既存の農地の一部を分筆し、村道として転用します。

位置につきましては、12ページをご覧ください。岩野覚井公民館の東に位置します。

また、13ページには分筆予定部分の図面も添付しておりますので併せてご確認ください。

農地法第5条第1項第5号の規定により、土地収用法その他の法律によって収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合、許可不要転用届の届出をすることで転用することができるとされております。

参考として、こちらの農地は岩野地区の地域計画に位置付けられている農地であったため、現在、分筆及び転用に伴う地域計画の見直しの手続き作業を行っています。

説明は以上です。

議長 只今の報告、事務局の説明について、質問意見等ございますか。

(意見なし)

最後に報告第15号、農地相談案件を紹介します。

事務局より報告をお願いします。

事務局 報告します。

相談者は多良木町在住の方です。土地の所在は湯山字松ヶ野にある農地2筆で、相談内容は、今後、自分で耕作していく

ことは難しいので、来年度に向け水上村の平均的な賃借料で借りてくれる耕作者を探しているとのことです。こちらは、4月の農業委員会総会において農地相談事例として紹介し、未相続農地としてお伝えしておりましたが、相続登記が終わったとのことでしたので、改めて紹介いたします。農業委員会活動を通して、農地集積にご協力をお願いします。

提案した議案は以上のとおりでありますので、第11回農業委員会総会を閉会します。

( 13 時 52 分 )